

第3部第5章 水際対策（準備期）

第5章 水際対策

第1節 準備期

1 目的

国は、平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設の確保やシステムの整備を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

また、市は、国が実施する水際対策に係る体制整備や研究及び訓練について協力するとともに、国や検疫所から協力を求められた場合に対応できるよう準備する。

2 所要の対応

（1）水際対策の実施に関する体制の整備【保健医療部】

ア 市は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。また、水際対策関係者は個人防護具の整備を行う。

イ 市は、平時から、国内外の最新の水際対策について、情報収集等を行う。

ウ 市は、検疫法に基づく隔離⁶³、停留⁶⁴や施設待機となった者が円滑に入院等を行うことができるよう、国及び県と連携体制を構築する。

エ 市は、国又は検疫所から帰国者等の健康監視⁶⁵等について要請があった場合に、情報共有等が円滑に行われるよう、国及び県と連携して体制を整備する。

（2）市内在住外国人等への情報提供・共有に関する体制の整備【保健医療部、総務部】

ア 市は、市内在住外国人等に対し、国から提供された情報を分かりやすく共有し、注意喚起を行う体制を構築する。

イ 市は、平時から、県と連携し、市内在住外国人等のコミュニティーの把握に努めるとともに、効果的な情報提供・共有の媒体や方法を検討する。

⁶³ 検疫法第14条第1項第1号及び第15条第1項

⁶⁴ 検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項

⁶⁵ 検疫法第18条第4項

第2節 初動期

1 目的

国は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に水際対策の内容を検討し、実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保する。

なお、発生当初等の感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性、感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策を実施する必要があるが、常に新しい情報を収集し⁶⁶、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、水際対策の見直しを行う。

市においては、国が行う水際対策により、所要の対応の要請がある場合には協力を行う。また、入出国を予定している市民等に対し、適切な情報提供・共有や注意喚起を行う。

2 所要の対応

(1) 国、県との連携【保健医療部、総務部】

ア 市は、国による検疫措置の強化に伴い、必要に応じて国から新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を受け、検査体制を整備する。

イ 市は、帰国者の質問票⁶⁷等により得られた情報について、準備期にあらかじめ定められたところに従い、国及び県から提供を受ける。

ウ 市は、国及び県と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視⁶⁸を実施する。その際、市は、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や潜伏期間等について限られた知見しか把握していない場合は、健康監視期間経過後も体調の変化に留意し、症例定義に該当する症状が発症した場合は、相談センターに速やかに相談するよう、居宅等待機者等に周知を行う。

エ 市は、国及び県と連携し、市内在住外国人等に対し、収集した情報を分かりやす

⁶⁶ 検疫において実施する陽性者への診察や健康監視等によって得られる、陽性者の感染症発症時期や症状の推移等に関する情報も、当該感染症の知見を得る上で重要である。

⁶⁷ 検疫法第12条

⁶⁸ 感染症法第15条の3第1項

第3部第5章 水際対策（初動期）

く提供・共有し、注意喚起を行う。

オ 市保健所は、国及び県からの情報に基づき、管轄地域において、発生国・地域からの密入国者で感染者又は感染したおそれのある者がいることを把握した場合は、県及び群馬県警察等と連携し、国の対応に協力する。

第3節 対応期

1 目的

国は新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ水際対策の強化又は緩和の方針を勘案し、適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施する。

市においては、国が行う水際対策により、所要の対応の要請がある場合には協力を行う。また、入出国を予定している市民等に対し、適切な情報提供・共有や注意喚起を行う。

2 所要の対応

（1）封じ込めを念頭に対応する時期【保健医療部、総務部】

市は、前節2の対応を継続する。その際、市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると判断したときは、感染症法上の規定に基づき、国に対し、市に代わって前節2（1）ウの健康監視を実施することを要請する⁶⁹。

（2）病原体の性状等に応じて対応する時期【保健医療部、総務部】

市は、前節2の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を実施することから、国や県の対応方針について情報収集し、関係機関と共有するとともに、市民等に分かりやすく周知する。

また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度が切り替えられることから、常に最新の情報を入手し、関係機関と共有するとともに、市民等に分かりやすく周知する。

（3）ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期【保健医療部、総務部】

市は、前節2の対応を継続する。

⁶⁹ 感染症法第15条の3第5項